

西淀川区民ギャラリー使用申込書

令和 年 月 日

西淀川区長 様

申込者（代表者）

住 所

フリガナ

氏 名

連絡先

下記のとおり作品展示希望のため、西淀川区民ギャラリー使用を申込します。
なお、西淀川区民ギャラリー運営要領に違反した場合は、展示を断られても異議は申しません。

記

展示作品内容 (ジャンル)	
展示希望期間	(第一希望) 令和 年 月 日 () ~ 月 日 () (第二希望) 令和 年 月 日 () ~ 月 日 () (第三希望) 令和 年 月 日 () ~ 月 日 () 特に希望なし
展 示 枠 数	枠希望 <input type="checkbox"/> 一枠 <input type="checkbox"/> 二枠 <input type="checkbox"/> 三枠

※ 注意事項

- 裏面「西淀川区民ギャラリー運営要領」を遵守すること。
- 展示については、午前11時から行い、撤去については、午前11時までに完了すること。
- 展示作品の写真および申込者氏名は、広報に使用させていただくことがあります。

【お申込み先】

西淀川区役所 地域支援課（4階 42番窓口）
FAX : 06-6478-5979 メールアドレス : tk0013@city.osaka.lg.jp

西淀川区民ギャラリー運営要領

(主旨)

第1条 この要領は、西淀川区役所1階ロビーに設置している西淀川区民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の円滑な運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ギャラリーは、西淀川区生涯学習推進事業（以下「生涯学習事業」という）及び本市・区事業の啓発等を行うほか、区民の文化・芸術活動の作品並びに活動を市民に紹介し西淀川区及び大阪市内の文化・芸術活動を支援することを目的とする。

(利用資格)

第3条 ギャラリーの利用者は、本市関係所属、生涯学習事業及び、文化・芸術活動等に取り組む個人及び団体（以下「団体等」という。）のほか、区長が認めるものとする。

(展示)

第4条 ギャラリーの展示については、生涯学習事業及び本市関係事業及び公共機関によるものの展示を行うほか、一般募集による作品展示を行う。

(一般募集)

第5条 展示を希望する者は、定められた期間に、「西淀川区民ギャラリー使用申込書」（様式1）に必要事項を記入の上、区役所へ提出すること。

2 利用の決定は、第9条に定める基準に基づき、ギャラリーの運営所管課において行う。

(使用料)

第6条 使用料は無料とする。

(使用の取り消し)

第7条 使用許可を行ったのち、区役所の業務上必要が生じた場合や、第9条に定める基準に該当することが判明したときは、使用の取り消し又は使用期間の変更等を行う場合がある。

(展示および撤去)

第8条 展示を希望する者は、作品の展示および撤去にかかる一切の作業を行うものとする。

(展示できないもの)

第9条 ギャラリーにおいては、次の各号に該当する場合は展示することはできない。

- (ア) 法令等に違反するもの
- (イ) 公序良俗に反するもの
- (ウ) 第三者を誹謗・中傷・人権侵害となる内容を含んだもの
- (エ) 政治活動を目的としたもの
- (オ) 宗教活動を目的としたもの
- (カ) 社会問題についての主義主張を行うもの
- (キ) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (ク) 営利を目的としたもの
- (ケ) 暴力団もしくは、暴力団員の統制下にある団体又は構成員によるもの
- (コ) その他、大阪市西淀川区長が設置目的に適さないと認めたもの

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。